

★ News 消費税率引上げと会計処理について

2019年(令和1年)10月1日、消費税率が8%から10%へ引上げられ、同時に軽減税率制度が導入されました。複数税率となるため、「区分記載請求書」の発行や、帳簿については、軽減税率の対象品目である旨及び税率ごとの記載が必要になります。(仕入税額控除→区分記載請求書等保存方式)

【新旧税率の適用の原則】

※ 2019年9月30日までに商品の引渡しやサービスの提供が完了していれば、代金の受取りが10月1日以後であっても、商品の引渡しやサービスの提供が完了した日の税率である8%が適用されます。

8%

※ 2019年9月30日までに代金を受け取っていたとしても、商品の引渡しやサービスの提供が完了する日が10月1日以後であれば、商品の引渡しやサービスの提供が完了した日の税率である10%が適用されます。

10%

※『経過措置』が適用されるものは、2019年10月1日以後に行う取引であっても旧税率8%が適用されます。経過措置が適用される取引は必ず経過措置を適用します。(→田中会計ニュース8月号)

【区分記載請求書】

これまでの請求書、領収書の記載事項に次の2つを加えた税込対価の額を記載します。

- ① 軽減税率8%の売上である旨
- ② 税率ごとに区分し合計した合計額

請求書

(株)〇〇商会
 (株)×× 御中 令和〇年11月30日
 11月分 131,200円(税込み)

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目

【帳簿】 → これまでの記載事項に加え、税率ごとの記載が必要です。

総勘定元帳(仕入)					
××年 月 日	摘要		税 区分	借方 (円)	
11 30	(株)〇〇商会	11月分 日用品	10%	88,000	
11 30	(株)〇〇商会	11月分 食料品	8%	43,200	
②	①	③		④	

■帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

★News 消費税

仕入税額控除方式・導入のスケジュール

□2019年10月1日

↓ ・区分記載請求書等保存方式

□2023年10月1日

インボイス制度

- ・適格請求書等保存方式の導入
- ・適格請求書発行事業者(課税事業者に限る)登録「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、仕入税額控除の要件となります。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
 田中会計事務所 税理士 田中育雄
 TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>